

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、「いじめを生まない土壌づくり」を心がけるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが大切である。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

◇いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

【文部科学省「H25 年いじめ防止対策推進法の施行に伴ういじめの定義」より】

◇教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織の設置

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

本校の場合、小規模校なので全教職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。

《 いじめ・長期欠席対策委員会 》

・全職員（※スクールカウンセラー）

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証、改善策を検討していく。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、いじめ長期欠席対策委員会を招集し、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

<p>《把握すべき情報例》</p> <p>◇誰が誰をいじめているのか？ …… 【加害者と被害者の確認】</p> <p>◇いつ、どこで起こったのか？ …… 【時間と場所の確認】</p> <p>◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ …… 【内容】</p> <p>◇いじめのきっかけは？ ……………… 【背景と要因】</p> <p>◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………… 【期間】</p>	<p>要注意</p> <p>児童の個人情報 はその取り扱いに 十分注意すること</p>
--	--

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、3か月間はその後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・小規模校の利点を最大限に生かした体制づくり（全職員が、全児童を把握）に努める。
- ・異学年で交流する機会（縦割り班活動等）を多く設け、より良い人間関係の構築に努める。
- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・WebQUを実施し、その結果も参考にしながら、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・いじめアンケートを定期的実施（児童年5回、保護者3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。いじめの相談を受けた児童は、児童のみで抱え込まず、必ず大人に相談するように伝える。また、教師間の連絡を密にし、職員全員で全校児童を見守る意識を高める。常に緊張感をもって見守り、必要に応じて迅速に対応できるようにする。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
(長期休暇前には必ず資料配布)
- ・職員会終了後には必ず児童の情報交換の場を設ける。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力を図りながら対応する。また、必要に応じて市教育委員会、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

いじめ早期対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ・長期欠席対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を最優先にして守る。
- ・見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃、放課など）

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- ・個々の聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る

児童への指導・支援

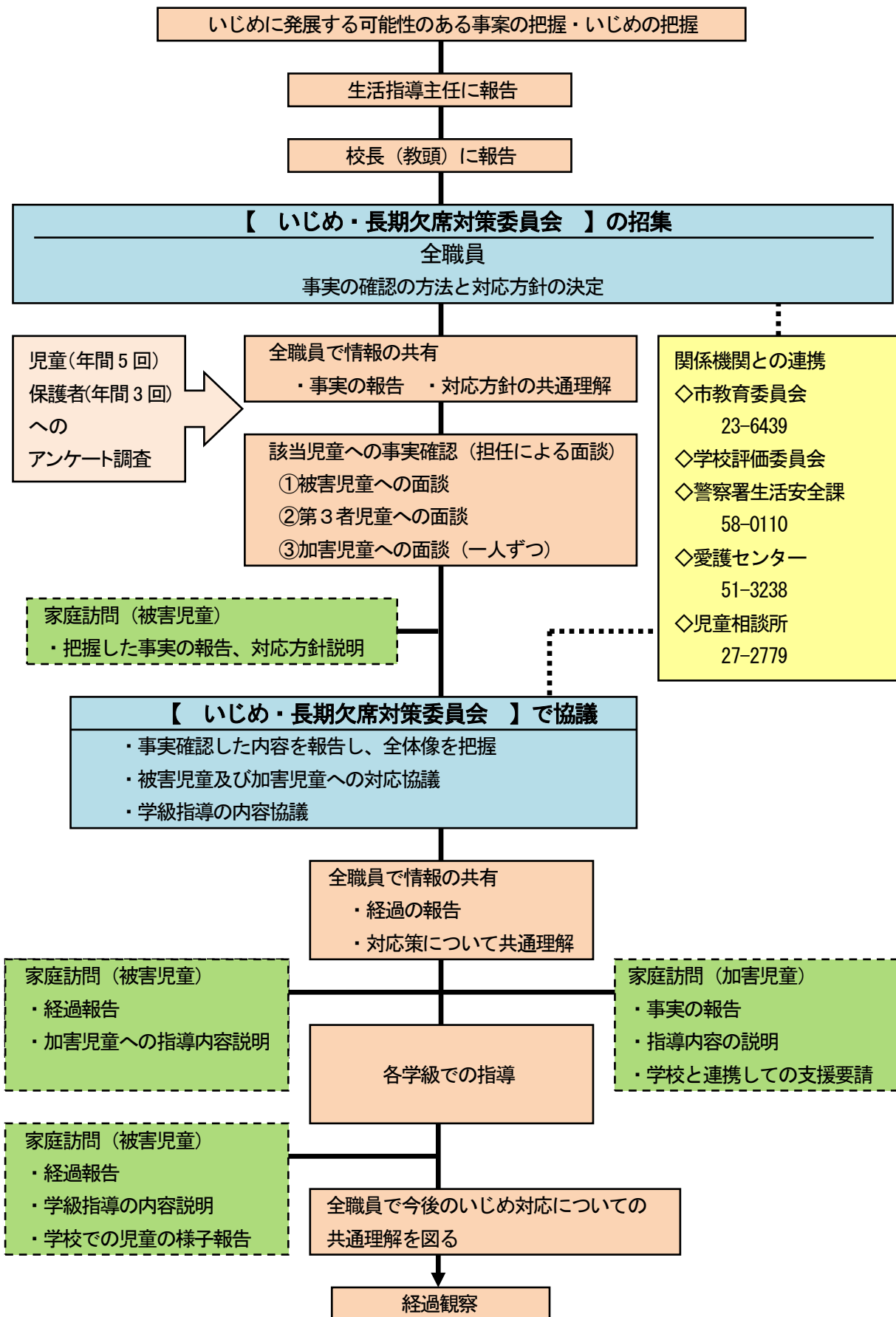
- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話し合う。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。



4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

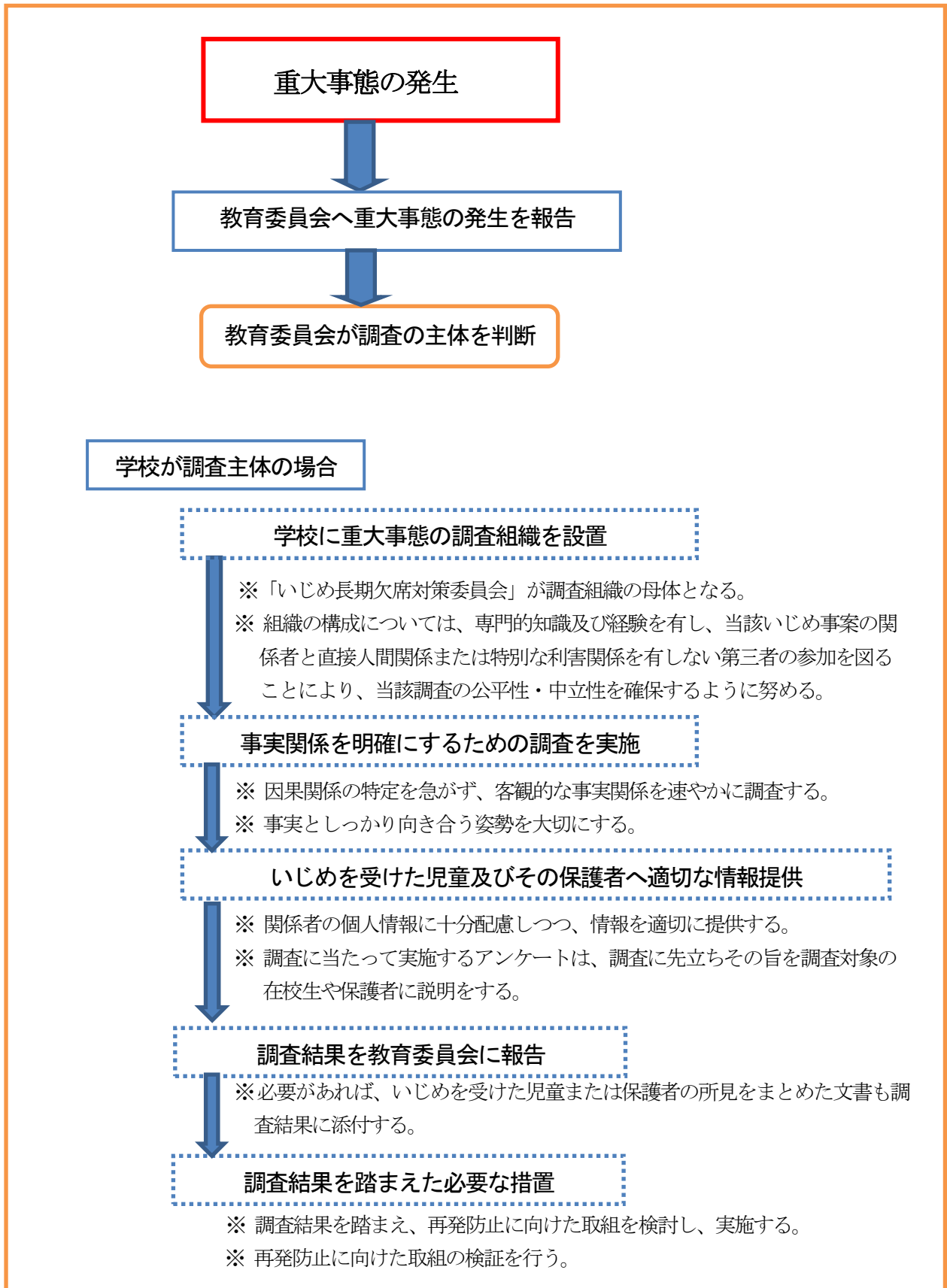
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 岡崎市いじめ防止等のための基本方針や学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。（P7 参照）
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（7月、12月）及び保護者への学校評価アンケート（12月）を実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【 重大事態の対応フロー図 】



令和8年度 <取組の年間計画>

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き ○保健指導（心と体の成長） ○1年生を迎える会 ○全校遠足	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○定期健康診断	○PTA総会 「学校いじめ基本方針」の確認 ○学校運営協議会① ○ホタル放流
5月	↓		○秦梨学区運動会 ○全校田植え	●生活アンケート① ○個別面談	○学区運動会
6月	D ↓	○現職研修①（ケーススタディ）	○学校保健委員会 ○里山レスキュー		○PTA学校保健委員会 ○里山レスキュー ○PTA資源回収
7月	C A ↓	○全教職員による取組評価の実施→検証	○夏休み生活指導	●生活アンケート② ○個別面談	●保護者アンケート①の実施・検証 ○個別懇談会 ○学校運営協議会②
8月	P ↓			○発育測定	
9月	D ↓		○学校クリーン作戦 ○情報モラル授業	●生活アンケート③ ○個別面談	○授業参観
10月	↓	○現職研修②（ケーススタディ）	○全校稲刈り ○ふれあいの会 ○山の学習		○PTA資源回収 ○全校稲刈り ○ふれあいの会
11月	C A ↓		○学芸会 ○かけ足開始	●生活アンケート④ ○個別面談	●保護者アンケート②の実施・検証 ○学芸会 ○学校運営協議会③ ○ホタル幼虫里山活動
12月	P ↓	○全教職員による取組評価の実施→検証	○人権週間 ○校内マラソン記録会 ○修学旅行 ○山仕事の会 ○収穫祭 ○冬休み生活指導		○個別懇談会 ○山仕事の会 ○学校評価アンケートの実施
1月	D ↓		○保健指導 ○全校カルタとり大会	○発育測定	○授業参観 ○炭焼き
2月	C A ↓	○自己評価	○感謝の会	●生活アンケート⑤ ○個別面談	●保護者アンケート③の実施・検証 ○学校運営協議会④
3月	P	○学校運営協議会の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○卒業式		
通年		○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討 ○対応 経過観察 ○未然防止活動	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○縦割り班活動（外庭掃除、雨天時の縦割交流活動）	○健康観察の実施 ○縦割り班活動時の児童観察	○学校・学区と連携したあいさつ運動